

令和2年度第1回愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会会議録

1 開催日時

令和2年10月16日（金）午後2時から午後3時40分まで

2 開催場所

国保会館5階 中会議室

3 議事

(1) 開会

(2) あいさつ

(3) 委員紹介

(4) 事務局職員紹介

(5) 事務局からの報告

(6) 事務局からの説明及び意見交換

ア 愛知県後期高齢者医療制度について

イ 保険料について

ウ マイナンバーカードの保険証としての利用について

エ 保健事業について

オ 新型コロナウイルス感染症への対応について

(7) その他意見交換

(8) 閉会

4 出席者

(1) 委員

被保険者代表 犬飼 鎌治

被保険者代表 葛谷 凱治

被保険者代表 野澤 耀子

被保険者代表 東山 美和子

被保険者代表 鷺山 幸男

医療関係者代表 浅井 清和

医療関係者代表 松浦 隆
保険者団体 齋藤 隆夫
保険者団体 伴 健太郎
学識経験者 井口 昭久 【座長】
学識経験者 田川 佳代子

(2) 事務局

事務局長 鈴木 孝昌
事務局次長 小嵯 和義
総務課長 大澤 英樹
管理課長 山田 耕平
給付課長 川島 浩資
出納室長 松澤 真由美
広域調整グループリーダー 中村 賀彦
資格グループリーダー 大山 慶祐
保険料グループリーダー 伊藤 健一
電算グループリーダー 小林 一也
給付第一グループリーダー 川地 史晃
給付第二グループリーダー 大石 真代
広域調整グループ主査 井上 美保

5 議事概要

(1) 開会

総務課長（開会を宣言）

(2) あいさつ

事務局長

(3) 委員紹介

(4) 事務局職員紹介

(5) 事務局からの報告

(6) 事務局からの説明及び意見交換

(7) その他意見交換

(8) 総務課長（開会を宣言）

【座長】 本日の意見交換の進め方ですが、項目ごとに事務局に説明を求め、その後、皆様から御意見をいただきたいと思います。

それでは、一つ目の「愛知県後期高齢者医療制度について」、事務局の説明を求めます。

【総務課長】 「愛知県後期高齢者医療の事業状況」ということで、令和元年度の決算概況と、現在、広域連合で実施をしております主要な事業について御説明をさせていただきます。令和元年度決算につきましては、令和2年7月の監査委員による決算審査を経て、8月18日開催の当広域連合議会定例会にお認めをいただいております。

(以下、愛知県後期高齢者医療広域連合の決算及び主要事業状況等について資料1「愛知県後期高齢者医療広域連合の事業の状況」により説明)

【座長】 事務局からの説明が終わりましたので、御意見等がありましたらお願いいたします。御意見ございませんか。

今、医療側は収入が減って困っているんです。医療費がだんだん減っているのではないかと思うのですが、今回のこのデータで、そのあたりは反映されていますか。これは、いつまでのデータなんですか。表は、今年の3月まで。

【総務課長】 今、御説明しましたのは、令和元年度までの決算の状況等でございます。

【座長】 だからまだ反映されていないんですね。

【委員】 愛知県としての御報告なんですけれども、ここでは市町村別というものは全く検討しなくてもよろしいのでしょうか。市町村別のデータというのは把握しておられるのでしょうか。

【総務課長】 それは個々にデータがございます。

【委員】 そうですか。それは、現在、高齢化率が非常に低い自治体でも、あと20年くらいしますと、後期高齢者の割合が現在の高齢化率が進んでいる自治体よりも、ぐっと倍ぐらいに上がってくる自治体があるんだと思うんですね。そうしたところの実態は恐らく見据えて検討されていると思うんですけれども、この県のこちらのデータというか、御報告の中では、そうしたものが一切御報告ない形で、県全般のお話として伺っているんですが、そういう状況でよろしいのでしょうか。

【事務局長】 後期高齢者医療制度は、75歳以上の後期高齢者の方を対象とした医療制度でして、都道府県単位で広域連合というものを設置しまして、都道府県単位で運営しておりますので、市町村によって高齢化率が違うというのは、あるでしょうけれども、個々の市町村の高齢化よりも愛知県全体で保険料を集めて医療費を出していくという形になっており

ますので、特定の市町村の高齢化率が高くなったからといって、では、どこが大変なのかという、そういうことを避けるために愛知県全体でカバーしていると、そのように考えていただければよろしいかと思えます。

【座長】 よろしいですか。

その他、何でもいいですから。広域連合で実施している事業について、聞きたいと思ったことは聞いてください。

では、進んでいって、後でまた、思いついたところで伺ってください。

それでは、次に移りたいと思います。

「保険料について」、事務局の説明を求めます。

【管理課長】 前回の懇談会がコロナ禍により資料のみ提供させていただきました関係もごさいますので、まず、令和2・3年度の保険料率について、少し触れさせていただきたいかと思えます。

(令和2・3年度保険料率及び保険料の収納状況について資料2「保険料について」及びパンフレット「わかりやすい後期高齢者医療制度」により説明)

【座長】 ありがとうございます。

何か御意見等はございませんか。

【委員】 教えていただきたいんですけども、我々健康保険組合では、保険料の収入は、全部現役で働いている方の収入に対する保険料率で決まってくるということで、実は本年度、相当加入者の年収が減る、まちがいなく減るので、その分だけ収入も減って、非常に収支が危ない状況になってきています。

今、その仕組みを拝見すると、多分、広域連合さんは、恐らくそういった影響を受けにくい仕組みだと思うんですが、例えば、公的年金以外の収入がある方の、その収入の反映のタイミングとか、その仕組みというのはどうなっているのかをお聞きかせたいと思います。

【管理課長】 まず、保険料の賦課徴収の決定なんですけれども、毎年7月にさせていただく形になっており、この2年度の保険料の算定というのは、平成31年、令和元年中の所得に対して賦課をさせていただいているという形になります。来年度の保険料を計算するときには、令和2年中の所得に対して、令和3年度の保険料の決定をさせていただくということになってまいりますので、年金はほとんど変わらないかなと思うのですが、それ以外のコロナ禍による影響というのは、そちらのほうで保険料には来年度に反映されてくる

と思います。

【委員】 はい、わかりました。

【座長】 ほかに。

【委員】 すみません、よろしいですか。

今の保険料は、一年の収入とかで決まりますよね。そうすると、今の令和2年度に納める額はそれなんですけれども、令和2年に実際少なくなると、それは令和3年度に響いてくるということになると。

【管理課長】 例えば、今年度、令和2年度でもう既に幾らという通知は出させていただいているんですけれども、例えば、年金はほとんど変わらないからいいんですが、営業収入だったり給料収入が減られた場合というのは、この後、議題の5で少し御説明をさせていただくのですが、一定の条件を満たしてみえる方については、いわゆるコロナによる減収で保険料を減免する制度がございまして、今年度の賦課をさせていただいているものも、コロナ減免というような形で保険料を安くするというようなことも、今、させてはいただいている形にはなります。

【座長】 どうぞ。

【委員】 収納率は全国でもかなり上位の方で、愛知県は比較的裕福なことが影響しているかなと思いますが、順位のいい理由をどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

【管理課長】 基本的に、先ほども少しお話ししたのですが、収納に関しましては、私ども広域連合が直接行っているわけではなくて、各市町村様で収納をお願いしている。その徴収をしていただいたものを広域連合に納めるというような流れをさせていただいております。各市町村で収納率の目標値を定めていただきまして、それに向かって皆さん努力をさせていただいているという形になっております。

私ども広域連合は、何をやっているかということになろうかと思うんですけれども、私どもは後方支援といいますか、例えば、先ほども言いましたように、課長会議等を私どもで行わせていただいているときに、今の収納状況だとかを御報告させていただくことだとか、あと、市町村訪問ということで、例えば、いい取り組みをしている市町村を訪問して、どういう内容でどういうふうにやっているのかというのを詳しく聞き取りをさせていただいて、また、悪いところも訪問をさせていただきまして、いいところの取り組みをやれるところからやっただくというようなことで、少しでも収納率が上がるように、また、平均的に収納率が安定するような形というようなことで、私どもとしては市町村に対して、そういう取り組みも

させていただいているところでございます。

【座長】 ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。

では、御意見もないようですので、以上をもちまして、この議題は終了させていただきます。

それでは、次に移りたいと思います。

「マイナンバーカードの保険証としての利用について」、事務局から説明をお願いします。

【総務課長】 (マイナンバーカードの保険証としての利用について資料3「マイナンバーカードの保険証としての利用について」、リーフレット「2021年3月(予定)からマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります!」、「利用申込受付開始!マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります!」及び「オンライン資格確認について(令和元年度第2回懇談会資料4)」により説明)

【座長】 はい、ありがとうございました。

はい、どうぞ。

【委員】 今、保険証はそのまま使えるということだから、医者にかかる時は2枚出すのか、1枚だけ出せばいいのか。

【総務課長】 保険証を出していただければ、今までどおり受診をできるということになります。3月以降は、マイナンバーを持っていても、保険証の代わりとして使えるということでございます。

【委員】 今、マイナンバーカードを保険証で使えるということですが、それはとんでもない間違いでして、そのことをまずはっきり言ってもらいたい。なぜかという、これは、事前に設定が必要なんです、このマイナポータルという。マイナンバーカードを持っていただけでは保険証の代わりにはならない。事前設定が必ず必要になってきます。じゃあ、その事前設定を誰がやるかということをもっとはっきりさせておいて欲しい。これを医療機関の受付窓口には押しつけることだけは絶対にやってほしくない。

ここにちょっとだけ書いてあるんですけど、「利用には事前に登録が必要です。マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには事前登録が必要です。マイナポータルでできるようになります。」、これ、後期高齢者の方ができますか、これだけのことを。このカードをスマホで読み込んで、なおかつ、マイナンバーをスマホと設定を合わせて。そんなことができる人は恐らくいないでしょう。だから、そこを誰が、保険証とマイナンバーカ

ードを紐づけする作業を行うかということのはっきりさせておいて欲しい。それだけです。

医療機関で、受付の人が、マイナンバーカードを手に持って行うというのは非常にリスクが高いということになるので、そういうことは絶対させないように今から体制づくりをしてほしいのと、それができないようであれば、保険証も従来どおり使えますということを経験したところ、パンフレットで啓発していただきたいと思っております。

【事務局長】 大変貴重な御意見ありがとうございました。

私どもといたしましては、国の方針として、マイナンバーカードの普及策の一環ということになってはいますが、健康保険証としても利用できる。そういったことも前面に出しながら、マイナンバーカードの取得促進を医療保険者としてやれることをやってほしいという国からの依頼もありますので、何もしないというわけにはいかないと思っております。ただ、今、先生がおっしゃられたような、単に、「使えます、使えます」というだけでは情報として不十分だろうと。やはりそれはきちんとした、正確な情報をきちんとお伝えして、あと医療機関のほうにしわ寄せがいかないような周知等はしていきたいと改めて思った次第でございます。

御意見ありがとうございました。

【座長】 どうぞ。

【委員】 健康保険証として利用できるということになっているんですけれども、これは、どういうふうな状況でそのPRされているのか。ほとんどこういうことを知らない高齢者の方が多いということ、マイナンバーカードなんていうような面倒くさいものは持たないという人がたくさんいるのですけれども、この辺はどう皆さんに周知をされているのか。

【事務局長】 これにつきましては、被保険証の一斉更新がありまして、今回、7月から8月にかけて新しい保険証を送るときに、そのリーフレットだけ同封させていただきました。一応お手元には届いているかとは思いますが、たくさん入っているので一つ一つ見ないのかもしれませんが、私どもとしては、やはり確実にお届けするには保険証と一緒に送るのが一番いいだろうということで送らせていただきました。

【委員】 ああ、そうですか。

【事務局長】 あとは、こういったようなもの、なかなかご覧になる機会がないですが、広域連合として、ホームページに一応載せさせていただいたという状況でございます。

【委員】 このマイナンバーカードの件なんですけれども、まず話が全く進まないのは、全て最新のスマートフォンを持っていないと話が進まないということなので。この最新と言

いましたけれども、これは、二、三年前のスマホではこのQRコードを認識しないんです、この新しいマイナンバーカードは。だから、そこら辺はソフトのダウンロードの問題もありますし、このことを、この二点セットを持っている人が75歳以上にどれだけいます。先ほども言ったように、最新のスマホですよ。ここ一、二年で買ったスマホでないと、これは認識しないんです。そこら辺のこともちゃんと初めに言っておかないと、これだけ、この紙のパンフレットだけ出して、一生懸命啓発したって、話が進むはずがない。そこら辺は、幾ら国の政策とはいえ、こんなことやっても絶対行き詰まるだけですので、今のうちからしっかりと啓発していく必要があるかと思います。

老人会とかいろいろなところで啓発するのは結構なんですけれども、最低条件のこの二点ということをしっかり、最近のスマホという状況が必要になってきますので、その辺は前もって十分啓発していかないと全然話が進まないと思います。

【委員】 大体スマホ持ってる高齢者はあんまりいないもんね。

【委員】 いないです。だから、それは話が進まない。ですから、保険証でもいいですよということは必ず最初にパンフレットに載せていかないといけない。

【委員】 今、おっしゃられているのは、現役世代も全く同じで、このマイナンバーカードを保険証にというのは、国の政策でマイナンバーカードを普及させたいという、その目的しかないと思うんです。我々も、今のスマホの問題とか、現役の方だって、使っている方がどれだけいるかという問題ありますし、そもそも我々健康保険組合だと、組合員が毎日入れ替わるわけです。その方々のマイナンバーを捕捉できるか。できないんですね。どの組合にどの方が入っているということがわからないと、それは成り立たないんです。

なおかつ、医療現場のほうでも、きちんと端末をセットしなきゃいけないということなので、今、お伝えしたように、当初は、もう保険証で行くという割り切りで我々はおります。御参考までに。普及してくれば、それに乗っかっていくということで割り切っていないといけないと思いますし、利用者の方も、もう今までどおり基本は保険証で、きちんと整理ができれば使っていく、マイナンバーカードを使っていく割り切りでいいような気がします。

【座長】 皆さん、マイナンバーカードをお持ちですか。皆さん、お持ちですか。

【委員】 私は持っています。

【委員】 持っていません。

【座長】 持っていない。そうですね。

【委員】 持っていないですね。

【座長】 持ってない人は話にならないですね。

【委員】 だから、何も保険証で間に合うんだから、今までずっと、保険証でずっと続いているので、わざわざマイナンバーを登録してということをしなくても通じていくもんですから、今さらそんなの。国のほうはね、今の普及していないから、どうしてもそれをやりたがるだろうけれども、今の高齢者の人だって、保険証だけでも間に合っていますもんね。そうわざわざ手の込んだいちいち申請しなくてもいいという形になっているものですから、どうしても億劫になるんじゃないでしょうかね。

【事務局長】 ですから、健康保険証があれば、それで受診することには全然支障ございませんので。ただ、私どもは、一応マイナンバーというものがありますよということで、そういう制度がありますよというぐらいの御案内だけはひとつさせていただくことになるかもしれませんが、だからといって、マイナンバーカードを何としても取得してくださいねという趣旨ではございませんので。あくまでも情報提供の御案内ということで受け止めていただければ。あとはそれぞれのご判断かというふうに思っております。

【委員】 自治体の窓口でマイナンバーカードを発行しているんですけども、8月くらいからだっと思うんですけども、マイナンバーカードを取得すると、ついでに、保険証として使える初期登録を希望する方には行うサービスを豊橋市ではやっています、多くの自治体でも始めているんじゃないかと思います。そういったこともやっていますことを、ご参考までにお伝えします。

【委員】 皆さんが病院などにかかられると、保険証って受付で渡されますでしょう。マイナンバーカードにおいては、渡さないんです。病院とか薬局等にバーコードリーダーといって、御自分でかざしていただくということなんです。それほどマイナンバーカードというそのナンバー自体は、もうものすごい個人情報なので。一般的に保険証ですと、病院へ行って、受付で申込書と一緒に渡して、ちょっと時間がたつと一緒に返してもらうという形ですけども、マイナンバーカードに関しては渡さないのです。人の手に渡るということがあっては個人情報の提供になりますし、オレオレ詐欺の一種に使われてしまうので、この先、それが普及してきても、御自分でどこかにかざしていただくだけで、人に手に渡ることがないということも知っておいていただかないと。本当に人の手に渡ってしまうと大変なことになるので、その辺の注意書きというのもとてもに重要だとは思いますが、ですけどもね。

【委員】 一度登録すれば、免許証みたいに書換えはないんですか。

【委員】 後期高齢者においては、ほぼほぼないと思います。幼稚園の子がマイナンバー

カードをつくって、二十歳になったときには写真が違うものですから。

【委員】 そういうのが、今、問題になりつつありますけれども、ある程度、大人になられた方ですと、ちょっと顔が変わる場合もありますけれども、ほぼほぼ変わらないので。

ただ、国の政策としては、5年か10年でというところが出ていますけれども。

【委員】 一応期限はあるんですか。5年か10年。

【事務局次長】 大人は10年、子どもだと5年です。

【委員】 老人会なんかでいろいろ話聞いてますと、マイナンバーカードをつくると、いろいろと情報が抜き取られると。財産から何から丸々見られてしまうということで、私は要らないという人がほとんど多いですね。

【委員】 でも、ほんとにちょっとしたお給料をいただくときには、名前を登録するとき、そのカードをコピーしてと刷って渡すんですけども、それでもやはりちょっと心配なんですよね。

【委員】 ナンバーだけじゃなくて、お給料もらう場合には、税務署にその番号を届けて、この人は幾らもらったというのが必要なので、カードの番号を記載するだけでいいので、カードを渡さなくてもいいんです。カードをお持ちでない方の最初の送ってみえた、「あなたは何番ですよ」というのがあって、それを見せながら、「この番号と相違がないですね」というのをその事業所さんに言っていただければ、もうその時点で、登録カードだとかカードを渡す必要はないので。

【委員】 番号をね、それをプリントして、それに貼り付けるというか、その違いは。

【委員】 それは、事業所等々によって正確性を期すためにやってみえると思うので。ただ、カードのほうは、その番号以外にいろいろな情報が入るということで、他人に渡るとというふうに考えられたほうがいい。

【委員】 それはわかりました。カードは本当にそのカードなんですね。番号を持っているのは番号だけですね、自宅に持っているのは。

【座長】 よろしいですか。この話は初めて聞かれましたか。

【委員】 そんなことないです。

【座長】 前から聞いていますか。

【委員】 まず、この前、10万円もらうときに、これがあると非常にいいと聞いていました。

【座長】 ああ。じゃあ、マイナンバーカードですね。僕が言ったのは、行く行く健康保

険証としてマイナンバーカードを使えるようになりますよという話は初めてですか。それは前から知っていましたか。

【委員】 保険証として使えるというのは初めてです。

【座長】 ほかはいいですか。どうですか、皆さんの反応としては。賛成ですか、反対ですか。

【委員】 これ、作るのには料金が要るわけですか。

【座長】 お金は要らないですか。

【事務局次長】 1回目は要らないですね。1回目に作成するときに、役所で手続するときにはお金は必要はないです。

【委員】 でも、面倒くさくはないですか。

【座長】 期間は大分かかるんですね。

【委員】 車の免許証と一緒に、写真が要りますよね。

【委員】 面倒ですね。

【委員】 普及をされたいというのは、後期高齢者の方は、まあ諦めていただいて、もうちょっと若い時代になってから、そういうのをやっていただくとうどうでしょうかね。

【委員】 私は家族4人ですけれども、私と主人は80で、ないですよ。私と主人は80で、マイナンバーカードをつくっていません。子供は45歳くらいですけれども、つくっていません。区役所へ行くのが面倒なんでしょうね、あれ、きっと。

【座長】 今も先生からお話あったように、マイナンバーカードを持っているだけでは、なかなか使いにくいんですよ。

【委員】 ああ、使いにくいんですね。

【座長】 他にも関係しても。まだ結構使いにくい部分があつて。それから、まだこれ、保険証に使おうとすると、皆さん方だけじゃなくて、医療側もそれなりに準備して。

【委員】 ピッと入れるやつが要りますよね。

【座長】 その辺も自己負担でやらなければいけないということになっていて、その辺は結構、名古屋市なんかは反対している。

【委員】 これ、健康保険証って1年1年送ってくるんだけど、マイナンバーカードにすると、それは自動的に変わっていくんですか。

【事務局次長】 引き続き新しい保険証をお送りします。

【委員】 これと一緒にした場合には。

【管理課長】 一緒になっても毎年新しい保険証をお届けさせていただきます。

【委員】 保険証はある。

【事務局長】 別々にあります。

【事務局次長】 両方使えますよということです。

【委員】 それでは意味がないのでは。

【委員】 だから、そんなことだったらね、分からないマイナンバーカードなんかやめてということに。いっそやるならこれ一緒にしてしまうとかね。

【管理課長】 長い目で見ると、保険証として、機能していくという形で、保険証を発行しなくても、マイナンバーで全部、100%の方が持たれればということがありますけれども。

【委員】 大体もともとマイナンバーカードって何に使うのですか。

【委員】 3年ぐらい前から何も使ったことない。保険証が1年以内が変わって、マイナンバーがそのままでしたら、もし、その年間で、今の、ほかの収入があった場合、例えば、土地で売ったお金が増えただとか、その年にね。そうすると、保険証も、保険も変わってきますでしょう、保険料が。

【管理課長】 保険料は別に通知が行きます。

【委員】 保険というのは、だから、1割負担が2割、3割になりますでしょう。

【管理課長】 1割、3割の表現のところかという意味合いでよかったですか。

【委員】 このマイナンバーも変わってこないか。マイナンバーを保険証で使ったときに、もし前が1割だったものが3割に増えていたと、そういう場合は、今のマイナンバーはどうなるのですか。保険証で使えるとなると。

【管理課長】 マイナンバーそのものに1割、3割だとかというデータを載せているわけではないものですから、読取機という機械の中で。

【委員】 わかるわけですか、だから、そういうものが。

【管理課長】 通信をして、医療機関との確認をしていただく形になります。

【委員】 先生のカードを出すと、先生ですよというのを国のコンピューターで呼び出してきて、先生のデータをその場で見るという形になるので、一応手続が終わってれば、最新のデータが医院なら医院で見られるということで、カードの中に入っているわけではないんです。

【座長】 このくらいでよろしいですか。ご意見も出尽くしたような気がします。ありがとうございました。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

では、次の「保健事業について」、事務局の説明を求めます。

【給付課長】 当広域連合では、高齢化が進行する中、被保険者が長く自立した日常生活を送ることができるよう、個々の被保険者の特性を踏まえた効果的かつ効率的な保健事業を実施することを目的とし、平成30年4月に、第2期保健事業実施計画、通称データヘルス計画を策定し、市町村との連携・協力のもと、各種保健事業に取り組んでおります。本日は、当広域連合において令和元年度に実施しました保健事業の実施結果について、一覧にまとめましたので御報告をさせていただきます

(保健事業の実施状況等について資料4「保健事業実施状況一覧」により、保健事業と介護予防との一体的な実施について資料4(別添)「高齢者の保健事業と介護予防との一体的な実施について」により、協定保養所の利用助成についてリーフレット「協定保養所利用助成事業の案内」及びリーフレット「おんたけ休暇村」により説明)

【座長】 ありがとうございます。

何か御質問ございませんか。

【委員】 重症化予防事業で、糖尿病を中心として現在あるんですけども、県議会で、この間、新聞にも出ましたけれども、循環器系のほうも重症化予防事業として増えてきたと思うんですが、そういった文言は出てこないんですかというのがまず1点と、保健事業と介護予防一体化実施で委託ということなんですが、本年度、来年度においては、コロナ禍の関係でオンライン診療もある程度入ってきますし、こういった御老人が集う場もある程度限定的になっていると思うので、この絵だけ見るとコロナ禍が何も反映されていないので、どうしろということではないですが、コロナに対応した文言、もしくはそういうものがないと、2年度としてこの絵を出すのはいかなものかなというのが1点。

最後のもう一点が、助成事業の御案内の中で、今、シーサイド伊良湖が閉館になるという話で、その横のあいち健康の森プラザホテルも閉館になるのではないですか。

【給付課長】 まず、御回答の順番が前後いたしますけれども、今の、協定保養所に関する御質問について、御回答をさせていただきます。

今、御指摘いただきましたとおり、あいち健康の森プラザホテルに関しましては、御存じのとおり、4月9日から、コロナの軽症者の方の療養に使われているということで、現在、ホテルとしては営業していない状態で、ホームページなどを確認いたしましても、再開に向けて、現在、鋭意努力中ですというような御案内がございます。

【委員】 あいち健康の森プラザホテルは、コロナがなくても、閉館予定ではあると聞いています。

【給付課長】 閉館という情報は聞いていません。

【委員】 プラザのほう自体がクローズになるような、ごめんなさい、はっきりしたことまでは知りませんが。

【総務課長】 プラザは、廃止ではなくて、減築計画がございまして、プラザには見学施設と体験施設がありますが、その部分について、減築するということが新聞には載っているんですけども、ホテルについては継続ということになっています。

【委員】 ああ、そうなんですか。

【給付課長】 次に、次の御質問で、コロナ禍における一体化事業に関してですが、令和2年度から施行ということで始まったばかりで、コロナの蔓延により出鼻をくじかれた形なんですけれども、厚生労働省から、コロナ禍における、ここでいうところの通いの場、ポップレーションアプローチの実施に関するQ&Aが示されておりますので、実際に実施いただく市町村の皆様に対しても最新のQ&Aをお示ししております。また、10月30日に市町村の課長にお集まりいただく会議がありますので情報をお伝えしたいと思います。ただ、このお手元に配らせていただきましたのも、今回の御報告、あくまで令和元年度までのことですので、その点に関しては御容赦をいただきたいと思います。

【委員】 市町村もこういうのをやっていて、いろいろ出ているという話を聞くときに、いつも広域連合さんから出てきたものをひな型にしていろいろお話が来るものですから、広域連合さんにこのコロナが入ってないと、市町村も、それに準ずるといふ言い方をいつもするので、市町村の金使って、そんなことでいいのかといういつも言うんですけども、できれば、確定なものでもないのだけれども、文言として、コロナというものは文面の中に入れておいていただけるといいかなと思います。

【給付課長】 はい。

次に、一番最初の御質問、循環器の重症化予防にもというお話なんですけど、すみません、私も情報不足や勉強不足でございまして、循環器の重症化に関する国からの通知ですとか、そういったものはまだちょっと、私の見落としかもしれないんですが、確認できておりません。

【委員】 国じゃなくて愛知県で、県議会で通ったはず。

【給付課長】 ああ、そうですか。それらに関しまして、確認をまたさせていただきますので。

【委員】 後発医薬品の使用促進状況ですね。これは、令和元年度で普及率73.6%、要は、あと27%ぐらいの人が入ってないわけなんだけれども、そういうことですね。この入っていない人は何だろう。こういう制度があること知らないのか、それとも、やはり前の薬のほうがいいからということなのか、どっちなのか。

【給付課長】 それは、このジェネリックの使用率の出し方なんですけれども、率を割り出すときの分母となるのが、ジェネリックが存在するお薬とジェネリックの使用量の数字を分母にして、その上に、実際にこの調剤されたジェネリック医薬品というふうな仕組みになっております。ですので、本当に皆様を受け取ってみえる薬の総額からそのジェネリックを割り出すともうちょっと低い数字になるかもしれないのですが、ただ、今の御質問で、やはりお年寄りの方ですと、以前から使ってみえる薬に信頼を置いてみえる方もなかなかみえるものですから、ジェネリックが医療費の削減とつながるということを御案内した中でも、なかなか切り替えるのもなあという方もみえるのではないかと考えているんですけれども。

【委員】 ただ、例えばの話だよ、愛知県だけではできないだろうけれども、こういう後発の薬ができてきた。要は、先発のほうが、例えば、特許が切れた、そういうことなんでしょう、これね。そうしたら、その先発の薬を後発並みの薬に値下げさせるとかさ。あるいは、そうなったときに、じゃあ、全員後発薬品にせよというようなこと。例えば行政側で何かその強制というところちょっとおかしいんですけれども、何かそういうことをできないのか。例えば、もちろん愛知県だけじゃできないのだけれども、東京からやってこないといけないわけなのだけれども、そういうことはできないのか。

【事務局長】 ただ、薬の値段は我々が決めるわけではないので、そういった薬の値段は国のほうで統一的に決めますし、どういった薬を処方するのかということは、まず、それは一義的には医療機関の処方の裁量がありますし、あとは、患者さんがジェネリックを希望するのかしないのかということになりますので、強制というか、そういうことにはちょっとなじまない部分かなと考えております。

【座長】 ほかにございませんか。

【給付課長】 できましたら、おんたけ休暇村について、何か、今度保養所に加えられることについてご意見があればお願いします。

【座長】 おんたけ休暇村というのは、もともとは名古屋市のものなんですね。

【給付課長】 そうです。名古屋市が指定管理で運営しております。

【座長】 名古屋市は、これを保養所に入れることに問題はないですか。

【給付課長】 そうですね。はい、それはないと思います。

【委員】 昔の名称は、国民休暇村ですか。

【給付課長】 そうですね。

【給付第一GL】 昔あった国民休暇村がそのまま、財政運営が市町村に移ったものと、独自でやっているものがあるのですが、これに関しては、名古屋市に移ってきたものになります。

【給付課長】 平成26年の9月27日ですね。あの噴火があつてから、約6年かけて傷んだところとかを改修して、今年の6月8日にリニューアルオープンした新しい施設ということになります。

今、お配りの資料の中には、緑色の色紙で料金表なども載っておりますが、金額的にも7,000円からいろいろな、コースによっては8,000円という金額設定が載っております。

【座長】 この広大な用地、全部そうなんですか。ロッジだけじゃなくて、このキャンプ場なども全部。

【給付課長】 いわゆる、このロッジのことを通称休暇村と呼んでおりまして、遊ぶときは、この周りの自然を利用して、サイクリングをしたりですとか、そういったことで、自然に親しむ施設ということで説明をいただいております。

【事務局次長】 キャンプ場もありまして、名古屋市内ですと、今年はちょっと行ってないと思いますけれども、子ども会がよく、おんたけのキャンプ場を利用しています。

【委員】 もともと子供たちを対象に、山の生活を家庭でできるようにしてあるようなところで、逆に、高齢者だけでテントに泊まって、ロッジに泊まってという雰囲気のところではないような気がするんです。新しいところが、その宿泊施設があつて、お年を召した方も通常の生活ができればいいとは思いますが、キャンプ場とかそういうものを狙っているわけではないですね。

【事務局次長】 これは、宿泊施設のほうの御案内ですね。キャンプ場もありますよというふうに言っているものでございまして、74歳までは、国民健康保険で名古屋市民ですと1,000円の補助がつくというところで、75歳になると切れてしまうものですから、入れてほしいという質問が議会でありました。

【委員】 仕組みとしては、協定保養所というふうに指定されると、この1,000円は広域連合さんが払われると。

【給付課長】　　そうです。

【委員】　　そういう仕組みなんですね。

【給付課長】　　はい、そうです。

【委員】　　補助として出される。

【給付課長】　　はい。

【事務局長】　　ですから、正直言って、そんなに近い場所でもないし、行くのも結構大変で、後期高齢者の方だけで行かれるというのはなかなか大変かと思えますけれども、例えば、お子さんやお孫さんと一緒に行って、のんびりされるということは考えられるのかなというふうに思っていて、全く交通不便だから適さないとまでは言えないのかなということで、御意見を伺えればということでございます。

【座長】　　皆さんどうですか。行ってみたいと思いますか。

【委員】　　広報に載っているものですから、どんなところかなという気はします。

【事務局次長】　　ちょうど施設が新しくなったので。

【座長】　　そういうことですね。皆さんの御希望があれば、そういう方向に行きましょうということですかね。

【委員】　　入れてもいいということですね。

【事務局長】　　そうですね。こんなところ入れてもしようがないねということであれば、あれですけども、あってもいいんじゃないのということであれば、検討させていただくと。

【委員】　　今は難しいんですけども、マレットゴルフがあったり、それから、スキーがあるということは魅力だなと思うんですけども、今後についてはいいんじゃないですかね。

【委員】　　最近は、コロナの関係で、都会というのか、便利なところよりも、そういうちょっと不便なところに人気があるというんですけども、私らにとっては、やはりあまり体力の要らないところがいいというのはね。本当はこういうところがいいんですけどもね。

【座長】　　まあ、そんなところだそうですね。

【委員】　　スキーによく行きましたよね。

【座長】　　では、次に、「新型コロナウイルス感染症への対応について」、事務局の説明を求めます。

【管理課長】　　（新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免について資料5「新型コロナウイルス感染症への対応について」及びリーフレット「新型コロナウイルス感

染症の流行に伴う保険料の減免について」により説明)

事務局からの御説明は以上とさせていただきたいかと思うんですけども、本日、御欠席をされました委員のほうから書面にて御意見のほうを既にいただいておりますので、御紹介及び広域連合の対応について、御説明をここでさせていただきたいかと思えます。

委員のほうから、「新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した場合の保険料の減免について、この制度を知らなくて恩恵を受けていない人も多いと思えます。周知徹底させるべく新聞等でPRするとよいと思えます。」との御意見をいただいております。

新たに設けさせていただいた保険料の減免制度の周知方法に対する御意見でございますけれども、今回、広域連合のほうで広報を行いました内容について、御説明をさせていただきたいかと思えます。

先ほども少し申し上げましたけれども、7月に新しい保険証を送らせていただいた際、先ほどのリーフレット、こちらのほうを被保険者全員の方にお届けをさせていただいております。また、広域連合のホームページにつきましても、掲載のほうをさせていただいているところでございます。

【給付課長】 (新型コロナウイルス感染症に感染したことによる療養のための傷病手当について資料5「新型コロナウイルス感染症への対応について」により説明)

【座長】 ありがとうございます。

事務局からの説明は終わりましたけれども、御意見がございましたら、どうぞ。

【委員】 今の新型コロナの件ですけれども、これは、例えば擬似症、疑いの場合はどうなるのですか、該当するしない。

例えば、擬似症であって、あるいは入院はないまでも、自宅療養になっていたときについてはどうようになるんですか。

【給付課長】 傷病手当金に関しましては、いわゆるコロナの疑い、発熱ですとか、検査により確定診断が出されていなくても、疑いがあるということで適用の対象とはなりません。その場合、お医者様の証明の代わりに事業者の証明を取っていただく必要がございますけれども、一応コロナのおそれがあるということでも、傷病手当金に関しましては、支給の対象とさせていただいております。

【座長】 例えば、接触した可能性があるのですが、実際発病はしてないけれども、自宅待機を命じられた時でもいいのですか。

【給付課長】 そこはあれですね。あくまで発症ということが条件となっております、

接触で無症状ということだと対象とはならないという感じです。

【座長】 ほかに何か御質問ございませんか。

【委員】 今回の件で、濃厚接触者で自宅待機を課せられた場合の、日雇いの方だったとして、例えば、1週間なら1週間、2週間かかったということでは該当しないということですか。

【給付課長】 無症状ということですか。

【事務局次長】 これは傷病手当金なものですから。

【委員】 なので、濃厚接触というだけでは傷病にはならないので、その間、給料がなくても、ここには該当しないということですね。

【給付課長】 そうです。

【座長】 ほかにございませんでしょうか。

では、一応議題はこれで終わります。全体を通じて、何か御意見ございませんか。

それでは、ちょうど時間ですので、どうも今日は多くにわたってありがとうございました。どうもスムーズな進行ありがとうございました。

では、事務局にお返しします。

【総務課長】 ありがとうございました。

長時間にわたり御意見をいただきました。頂戴をいたしました御意見につきましては、今後、当広域連合の事業の参考とさせていただき、今後とも後期高齢者医療の制度の運営にしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

また、本日の議題に関することや、それ以外のことでも構いません。後期高齢者医療制度に関します御質問や御意見などがございましたら、ぜひ遠慮なく事務局のほうにお尋ねをいただきたいと存じます。

本日はありがとうございました。

— 了 —